

滋賀県内水面漁業振興計画の策定について

1. 計画の概要

- 「内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)」に基づいて策定する県計画。
- 同法第10条において、「都道府県は、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、国の基本方針に即して都道府県計画を定めるよう努めるもの」と規定。
- 同法でいう内水面漁業には、琵琶湖を含めた湖沼、河川、養殖池での「漁業」と「養殖業」が該当。
- 当該計画の内容は、同法に基づいて国が定める基本方針に即し、「水産資源の回復に関する事項」、「漁場環境の再生に関する事項」、「内水面漁業の健全な発展に関する事項」、「その他内水面漁業の振興に関する事項」等を記載するとともに、農業・水産業基本計画を上位計画に位置づけ、琵琶湖保全再生施策に関する計画と整合させることを想定。
- 計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間。
(現行計画：令和3年度から令和7年度まで)

2. 経過

- 平成26年：「内水面漁業の振興に関する法律」施行。
- 平成26年：国が「内水面漁業の振興に関する基本方針」を策定。平成29年および令和4年に基本方針を変更。
- 平成30年：滋賀県内水面漁業振興計画（平成31年度～令和2年度）を策定。
- 令和3年：滋賀県内水面漁業振興計画（現行計画：令和3年度～令和7年度）を策定。

3. スケジュール

令和7年7月	常任委員会へ基本的事項、骨子素案説明	常任委員会への説明・報告に合わせて、琵琶湖海区漁業調整委員会・滋賀県内水面漁場管理委員会への報告を行う。
10月	常任委員会へ計画素案説明	
12月	常任委員会へ意見募集(パブコメ)について説明	
令和8年1月	意見募集実施	
3月	常任委員会へ意見募集結果および計画案の報告	
3月末	計画策定・公表	

改定「滋賀県内水面漁業振興計画」の概要

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- 本県の漁業は、琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業および真珠養殖業とに大別でき、これらからの産物を利用する水産加工業も営まれ、魚介類や淡水真珠の供給、自然と親しむ機会の提供など、多面的な機能を有し、県民の豊かで潤いのある生活の形成に寄与している。
- 琵琶湖および河川では、水産生物の生息環境の悪化、外来魚やカワウによる食害などにより水産資源は大きく減少し、また漁業者の減少や高齢化も進行し、水産物の供給機能や遊漁の場の提供などの多面的機能が発揮されにくい状況にある。
- 本計画は「内水面漁業の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、本県漁業の課題に対応し、本県の漁業振興を推進するため、前期計画期間の満了に伴い改定するもの。

2 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

II 現状と課題

- 1 琵琶湖漁業
- 2 河川漁業
- 3 養殖漁業
- 4 水産資源に係る疾病の発生
- 5 特定外来生物やカワウによる被害

III 目指す姿【10年後】

本県ならではの魅力ある魚介類や淡水真珠、健全なレクリエーションの場を多くの人々に提供するとともに、これら活動により環境保全や食文化の継承など水産業の持つ多面的機能が発揮されており、特に琵琶湖漁業については、少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”が実現している姿を目指す。

IV

滋賀県内水面漁業の振興に関する計画

1 水産資源の増殖・養殖に関する事項

- (1) 琵琶湖漁業
 - 迅速な資源評価に基づく資源管理の推進
 - 資源状況に応じた種苗放流の推進
 - 人工河川の運用や適切な資源管理によるアユ資源の安定化
 - セタシジミ資源回復対策の強化
 - 温暖化や自然災害に対応した増殖対策の検討
- (2) 河川漁業
 - 河川等での種苗放流等の増殖の推進
 - 効果的な放流手法開発や再生産助長による増殖推進
 - 在来マスの保護とその有効活用促進
 - 醒井養鱒場での良質なマス類種苗の生産確保
- (3) 養殖漁業
 - 琵琶湖産アユの需要拡大
 - ビワマス等の養鱒の振興
 - 淡水真珠その他の養殖の推進
- (4) 伝染性疾病の対策
 - アユ冷水病等の魚病の防疫対策
- (5) 特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等
 - 外来魚対策 内水面全域における徹底的な防除（バス、ギル、チャネルキャット）
 - カワウ対策 個体数管理、広域的な対策
 - 侵略的外来水生植物対策

2 漁場環境の再生に関する事項

- (1) 漁場環境の再生
 - 琵琶湖の水質汚濁防止
 - 産卵繁殖場等漁場環境の保全再生
 - 漁場生産力の向上技術の開発
 - 河川やその他湖沼の水質保全、水管理、生息環境の連続性の保持
- (2) 森林の整備および保全
 - 水源林の保全・管理、森林資源の循環利用による森林整備、森林生態系の保全
- (3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進
 - 多自然川づくりによる多様な川相の形成・維持

3 内水面漁業の健全な発展に関する事項

- (1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成
 - 漁業セーフティネットの構築
 - 漁業所得の向上のための取組の促進
 - 漁業組織の機能強化
 - 流通の多角化・強靱化
 - 普及指導の強化
- (2) 人材の育成および確保
 - 新規就業希望者への研修等の支援
 - 担い手の経営等スキルの向上支援
 - 漁労技術継承のためのICT活用の推進
 - 河川漁業の組合員の経営能力向上に資する支援
- (3) 商品開発や消費拡大の取組等への支援
 - 水産物の情報発信、商品開発等
- (4) 多面的機能の発揮に資する取組の支援
 - 漁業者と地域住民の連携による活動等
- (5) 本県漁業に対する理解と関心の増進
 - 体験型環境学習、学校教育での湖魚等の活用、「琵琶湖システム」の発信等

4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

- (1) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置
 - 水産資源の回復や漁場環境の再生について協議会の設置

5 令和7年度の目標とする指標